



鳥取県公報

平成29年10月3日（火）
号外第76号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則（46）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

公共工事における下請負者の社会保険加入の徹底を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 社会保険に加入していない者を下請負者としてはならないことを請負者をして遵守させることとする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一括下請負等の禁止) 第27条 略</p> <p><u>(社会保険未加入者への下請負の禁止)</u> <u>第27条の2 請負者は、次の各号に掲げる届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）を下請負者としてはならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</u></p> <p><u>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</u></p>	<p>(一括下請負等の禁止) 第27条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則第27条の2の規定は、平成29年10月1日以後に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条第1項の規定による公告（同規則第15条第1項に規定する限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札により入札を行う場合にあっては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第134条第2項の規定による当該入札の日の通知。以下「調達公告」という。）を行う建設工事について適用し、同日前に調達公告を行った建設工事については、なお従前の例による。